

新潟市告示第 201 号

新潟市秋葉区総合体育館及び新潟市新津武道館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、新潟市秋葉区総合体育館及び新潟市新津武道館の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び代表者  
名 称 あきはKCKライフパートナーズ  
代表者 代表団体 コナミスポーツ株式会社  
代表取締役社長 室田 健志
- 2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置  
新潟市秋葉区総合体育館及び新潟市新津武道館  
新潟市秋葉区程島 2009 番地
- 3 徴収事務を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで